

月九日理事會ヲ召集シ對策協議ノ結果別記(一)ノ通シ今日向
上會側ニ回答セリ

(四)向上會ノ幹部ハ誠意ナク工業組合側ノ回答ニ憤激シ四月十
日午後五時ヲ期シ罷業ヲ為ス採組合員ニ指令セリ

工業組合側ハ向上會ノ強硬態度ニ狼狽シ罷業延期ヲ交渉セ
ルニ向上會側ハ結果固ク四月十一日ヨリ向島支部ヲ除ク罷
業ヲ敢行セリ

(三)争議益々擴大ノ虞アリシヲ以テ四月十二日午後二時ヨリ所
轄警備警察署ニ函組合代表者ヲ招致シ令署特高係員及當廠
労働課員ニ於テ種々斡旋シ結果翌十三日午前一時三十分頃

別記(三)覚書ノ通解決セリ

右及申(通)報候也

別記(一) 決議文

茲ニ我々東京セロイド向上會第二回大會ニ於テ別紙記入ノ諸條ヲ滿場異議ナ
ク賛成決議シ工業組合ニ對シテ昭和十年四月十日マデニ返答ヲ迫ルモノナリ
萬一我等ノ要求通ラスバ即時セロイド界一大罷業ヲ斷行シテ對行スルモノナ
リ

右決議ス
昭和十年三月拾七日

東京向上セロイド向上會 印

工業組合理事長
福田徳次郎 敬

(別紙) 前提

我等ハセロイド業界ノ挽回ヲ計ル爲メ工業組合ニ對シテ左ノ諸案ノ斷行ヲ
ル執行ヲ要求スルモノナリ
一 從來不統一ナル一般競争型ハ比較統一ヲ計リソノ統一サレタル標準型ヨリ
以下(細イ短イ)ノ型ハ工業組合ノ権限ニ依リテ一定ノ期間ヲ定メ全廢サ
レタシ
二 一般競争型ニ使用スル生地ノ厚サヲ各町ニ依リテ標準ヲ定メ標準以下ノセ
ルハ絶對ニ輸出検査ヲ許サズ事
三 競争型以外ノ數面ヲモ從來ヨリ一層精密ニ行フ事